

墨田区情報公開条例及び墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号））

改正案	現行
<p>（区政情報の公開を請求することができる者）</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>（公開義務及び非公開情報）</p> <p>第6条 実施機関は、前条の規定による公開請求（以下「公開請求」という。）があったときは、当該公開請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、当該区政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関が示す処理基準により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ〔略〕</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独</p>	<p>（区政情報の公開を請求することができるもの）</p> <p>第5条〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 実施機関は、前条による公開請求（以下「公開請求」という。）があったときは、当該公開請求に係る区政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該区政情報を公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の示す処理基準により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2)〔同左〕</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ〔略〕</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、</p>

立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 〔略〕

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5)~(7) 〔略〕

（区政情報の部分公開）

第7条 実施機関は、公開請求に係る区政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る区政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公開請求の手続）

第10条 〔略〕

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備

独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 〔略〕

(4) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(5)~(7) 〔略〕

〔同左〕

第7条 実施機関は、公開請求に係る区政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る区政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

〔同左〕

第10条 〔略〕

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備

があると認めるときは、公開請求者に対し相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る区政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対しその旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る区政情報の全部を公開しないとき(第9条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る区政情報を現に保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対しその旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る区政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開請求に係る区政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの区政情報については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し第1項に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) [略]

(第三者保護に関する手続)

第14条 実施機関は、公開請求に係る区政情報に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、第三者に対し、公開請求に係る区政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、理由を

があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

[同左]

第11条 実施機関は、公開請求に係る区政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る区政情報の全部を公開しないとき(第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る区政情報を現に保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

[同左]

第12条 [略]

2 [略]

3 公開請求に係る区政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る区政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの区政情報については相当の期間内に公開決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) [略]

[同左]

第14条 公開請求に係る区政情報に区以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、区以外のものに対し、公開請求に係る区政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、理由を付記した意見書(以下「意

付記した意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2・3 〔略〕

（区政情報の公開の方法）

第15条 区政情報の公開は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、フィルムにあっては視聴又は写しの交付により、電磁的記録にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項に規定する視聴又は閲覧の方法による区政情報の公開に当たって、当該区政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該区政情報の写しによりこれを行うことができる。

（費用負担）

第16条 この条例の規定による区政情報の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。

2 この条例の規定による区政情報の写しの交付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

（諮問した旨の通知）

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

（答申書の送付等）

第19条 諮問庁は、審査会から諮問に対する答申があったときは、答申書の写しを前条各号に掲げる者に対し送付するものとする。

（出資法人等の情報公開）

第24条 区が出資又は財政的援助を行う法人その他の団体であって、実施機関が指定するもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項の

見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2・3 〔略〕

〔同左〕

第15条 区政情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項に規定する視聴又は閲覧の方法による区政情報の公開に当たって、当該区政情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該区政情報の写しによりこれを行うことができる。

〔同左〕

第16条 この条例の規定による区政情報の閲覧又は視聴については、無料とする。

2 前条の規定による区政情報の写しの作成及び当該写しの送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

〔同左〕

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

〔同左〕

第19条 諮問庁は、審査会から諮問に対する答申があったときは、答申書の写しを前条各号に規定するものに対し送付するものとする。

〔同左〕

第24条 区が出資又は財政的援助を行う法人その他の団体であって、実施機関が指定するもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、前項に

<p>必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前項の規定による助言を求められた実施機関は、<u>必要があると認めるときは</u>、審査会の意見を聴くことができる。</p>	<p><u>定める必要な措置を講じる</u>よう指導に努めるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 前項の規定による助言を求められた実施機関は、<u>必要と認めるときは</u>、審査会の意見を聴くことができる。</p>
---	--

第2条による改正（墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号））

改 正 案	現 行
<p>（収集禁止事項）</p> <p>第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の<u>いずれかに該当する場合は</u>、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 実施機関が墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成2年墨田区条例第21号）に基づく墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、<u>収集することが特に必要であると認めるとき</u>。</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 実施機関は、個人情報を直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の<u>いずれかに該当する場合は</u>、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 本人以外のものから収集することについて、法令又は条例に<u>定めがあるとき</u>。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 出版、報道等により現に<u>公知性がある</u>個人情報を収集するとき。</p> <p>(5) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、本人以外のものから収集する<u>ことが特に必要であると認めるとき</u>。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（個人情報の登録）</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号の<u>一に該当する場合は</u>、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 実施機関が墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成2年墨田区条例第21号）に基づく墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて、<u>収集することを特に必要と認めるとき</u>。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 実施機関は、個人情報を直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号の<u>一に該当する場合は</u>、この限りでない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 本人以外のものから収集することについて、法令又は条例に<u>定めのあるとき</u>。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 出版、報道等により現に<u>公知性のある</u>個人情報を収集するとき。</p> <p>(5) 実施機関があらかじめ運営審議会の意見を聴いて、本人以外のものから収集する<u>ことを特に必要と認めるとき</u>。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

3 実施機関は、第1項の規定により登録した内容を廃止し、又は内容に変更があるときは、当該登録を抹消し、又はその内容を修正しなければならない。

4 〔略〕

(受託者に対する措置)

第12条 〔略〕

2 実施機関は、前項の規定による委託をしたときは、運営審議会に報告しなければならない。

(目的外利用の制限)

第15条 実施機関は、収集した保有個人情報を利用目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 〔略〕

(2) 目的外利用することについて、法令又は条例に定めがあるとき。

(3)・(4) 〔略〕

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により保有個人情報を目的外利用したときは、運営審議会の意見を聴いて特に通知する必要がないと認めた場合を除き、目的外利用した旨を本人に通知しなければならない。

3 〔略〕

(外部提供の制限)

第16条 実施機関は、収集した保有個人情報を利用目的の範囲を超えて、当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 〔略〕

(2) 外部提供することについて、法令又は条例に定めがあるとき。

(3)~(5) 〔略〕

2 〔略〕

(オンライン結合による保有個人情報の提供)

第16条の2 実施機関は、法令に定めがあるとき、又は公益上の必要があり、かつ、

3 実施機関は、第1項の登録の内容を廃止し、又は内容に変更があるときは、当該登録を抹消し、又はその内容を修正しなければならない。

4 〔略〕

〔同左〕

第12条 〔略〕

2 実施機関は、前項による委託をしたときは、運営審議会に報告しなければならない。

〔同左〕

第15条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 目的外利用することについて、法令又は条例に定めのあるとき。

(3)・(4) 〔略〕

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定により保有個人情報を目的外利用したときは、運営審議会の意見を聴いて特に通知する必要がないと認めた場合を除くほか、目的外利用した旨を本人に通知しなければならない。

3 〔略〕

〔同左〕

第16条 〔同左〕

(1) 〔略〕

(2) 外部提供することについて、法令又は条例に定めのあるとき。

(3)~(5) 〔略〕

2 〔略〕

〔同左〕

第16条の2 実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、区

区民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2～4 〔略〕

（開示の請求等）

第17条 〔略〕

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、当該請求者に対し、当該請求者に係る保有個人情報の開示（以下「本人開示」という。）をしなければならない。ただし、次に該当する情報（以下「不開示情報」という。）については、この限りでない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定又は慣行により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 〔略〕

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独

民等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2～4 〔略〕

〔同左〕

第17条 〔略〕

2 〔同左〕

(1)～(3) 〔略〕

(4) 〔同左〕

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 〔略〕

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、

立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(5)~(7)〔略〕

（目的外利用及び外部提供の中止の請求等）

第20条 区民等は、次に掲げる自己情報が第15条第1項の規定に違反して目的外利用されていると認めるとき、又は第16条第1項の規定に違反して外部提供されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止の請求（以下「目的外利用等の中止請求」という。）をすることができる。

(1)・(2)〔略〕

2 実施機関は、目的外利用等の中止請求があったときは、速やかに調査し、当該請求に理由があると認めるときは当該自己情報の目的外利用又は外部提供を中止しなければならない。

3 第1項第1号に掲げる自己情報に係る目的外利用等の中止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（請求の方法）

第21条〔略〕

2〔略〕

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（請求に対する決定等）

第22条 前条第1項の規定による請求に応ずるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）は、同項の請求書を受理した日の翌日から起算して、開示請求にあっては1

独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(5)~(7)〔略〕

〔同左〕

第20条 区民等は、次に掲げる自己情報が第15条第1項の規定に違反して目的外利用されていると認めるとき又は第16条第1項の規定に違反して外部提供されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止の請求（以下「目的外利用等の中止請求」という。）をすることができる。

(1)・(2)〔略〕

2 実施機関は、目的外利用等の中止請求があったときは、速やかに調査し、当該請求に理由があると認めるときは、当該自己情報の目的外利用又は外部提供を中止しなければならない。

3 第1項第1号に係る目的外利用等の中止請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

〔同左〕

第21条〔略〕

2〔略〕

3 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

〔同左〕

第22条 前条第1項の請求に応じるか否かの決定（以下「可否の決定」という。）は、同項の請求書を受理した日の翌日から起算して、開示請求にあっては14日以内に、



4日以内に、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求にあっては30日以内にしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 〔略〕

3 実施機関は、可否の決定をしたとき、又は前項の規定により決定期間を延長したときは、当該請求者に対し、速やかに文書で通知しなければならない。この場合において、実施機関は、次の事項を併せて明示しなければならない。

(1) 本人開示をしないことと決定したとき（請求があった個人情報の一部を本人開示しないこととする場合を含む。）。本人開示をしないこととした理由及び当該決定の日から1年以内に当該個人情報の全部又は一部を明らかに本人開示することができる<sup>と認められるときはその時期</sup>

(2) 〔略〕

(3) 前項の規定により決定期間を延長したとき。延長した理由及び可否の決定を<sup>することができる時期</sup>

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応ずることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置をとらなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第22条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に実施機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第25条の2及び第25条の4において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し開示請求に係る当該第三者に關

訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求にあっては30日以内にしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 〔略〕

3 実施機関は、可否の決定をしたとき又は前項の規定により決定期間を延長したときは、当該請求者に対し、速やかに文書で通知しなければならない。この場合において、実施機関は、次の事項を併せて明示しなければならない。

(1) 本人開示をしないことと決定したとき（請求のあった個人情報の一部を本人開示しないこととする場合を含む。）。本人開示をしないこととした理由及び当該決定の日から1年以内に当該個人情報の全部又は一部を明らかに本人開示することができる<sup>と認められるときはその時期</sup>

(2) 〔略〕

(3) 前項の規定により決定期間を延長したとき。延長した理由及び可否の決定を<sup>することのできる時期</sup>

4 実施機関は、訂正請求、削除請求又は目的外利用等の中止請求に応じることと決定したときは、速やかに、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置をとらなければならない。

〔同左〕

第22条の2 開示請求に係る保有個人情報に実施機関並びに国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第25条の2及び第25条の4において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に關

る情報の内容を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2)〔略〕

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

(区長の指導及び勧告)

第23条〔略〕

2 区民は、事業者が自己情報に係る基本的人権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認めるときは、区長に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、又は勧告するよう申し出ることができる。

(諮問した旨の通知)

第25条の2 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)~(3)〔略〕

(答申の取扱い)

第25条の3〔略〕

2 諮問庁は、審査会から諮問に対する答申があったときは、答申書の写しを前条各号に掲げる者に対し送付するものとする。

(苦情の申出)

第26条〔略〕

2 実施機関は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、実施機関の措置が適切でないと認めるときは是正しなければならない。

(費用負担)

第27条 この条例の規定による自己情報の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。

する情報の内容を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2)〔略〕

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示する日を書面により通知しなければならない。

〔同左〕

第23条〔略〕

2 区民は、事業者が、自己情報に係る基本的人権を侵害し、又は侵害するおそれがあると認めるときは、区長に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、又は勧告するよう申し出ることができる。

〔同左〕

第25条の2 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)~(3)〔略〕

〔同左〕

第25条の3〔略〕

2 諮問庁は、審査会から諮問に対する答申があったときは、答申書の写しを前条各号に規定するものに対し送付するものとする。

〔同左〕

第26条〔略〕

2 実施機関は、前項の苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、実施機関の措置が適切でないと認めるときは、是正しなければならない。

〔同左〕

第27条〔新設〕

2 この条例の規定による自己情報の写しの交付に要する費用は、請求者の負担とする。

この条例に基づく自己情報の写し又は複製の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 独立行政法人通則法の一部改正（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「<u>公共上の事務等</u>」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、<u>中期目標管理法</u>、<u>国立研究開発法人</u>又は<u>行政執行法人</u>として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。</p> <p>2 <u>この法律において「中期目標管理法」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中期的な視点に立って執行することが求められるもの（国立研究開発法人が行うものを除く。）を国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。</u></p> <p>3 <u>この法律において「国立研究開発法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、一定の自主性及び自律性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って執行することが求められる科学技術に関する試験、研究又は開発（以下「<u>研究開発</u>」という。）</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを<u>効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。</u></p> <p>2 <u>この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。</u></p> <p>〔新設〕</p>

に係るものを主要な業務として国が中長期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

〔新設〕

【施行期日】平成27年4月1日